

高病原性鳥インフルエンザへの対応

平成 17 年 11 月
農林水産省

昨年の経緯と対応

1. 昨年 1 月から 3 月にかけて、山口県、大分県、京都府で強毒タイプ(H 5 N 1 亜型)の高病原性鳥インフルエンザが発生。
2. 発生農場におけるすべての飼養鶏の殺処分、汚染物品の埋却、周辺農場の移動制限等のまん延防止措置を実施し、4 月に終息。
3. 政府全体の対応として、まん延防止対策の徹底等を内容とする「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を取りまとめ。これに加え、
早期通報促進、移動制限区域内の農家への補償等を内容とする家畜伝染病予防法の改正
防疫体制の一層の強化に向けた特定家畜伝染病防疫指針の策定
農家経営への影響緩和のための家畜防疫互助基金の造成、経営維持資金の融通
緊急時に備えたワクチン備蓄(720 万ドーズ)
等を実施。

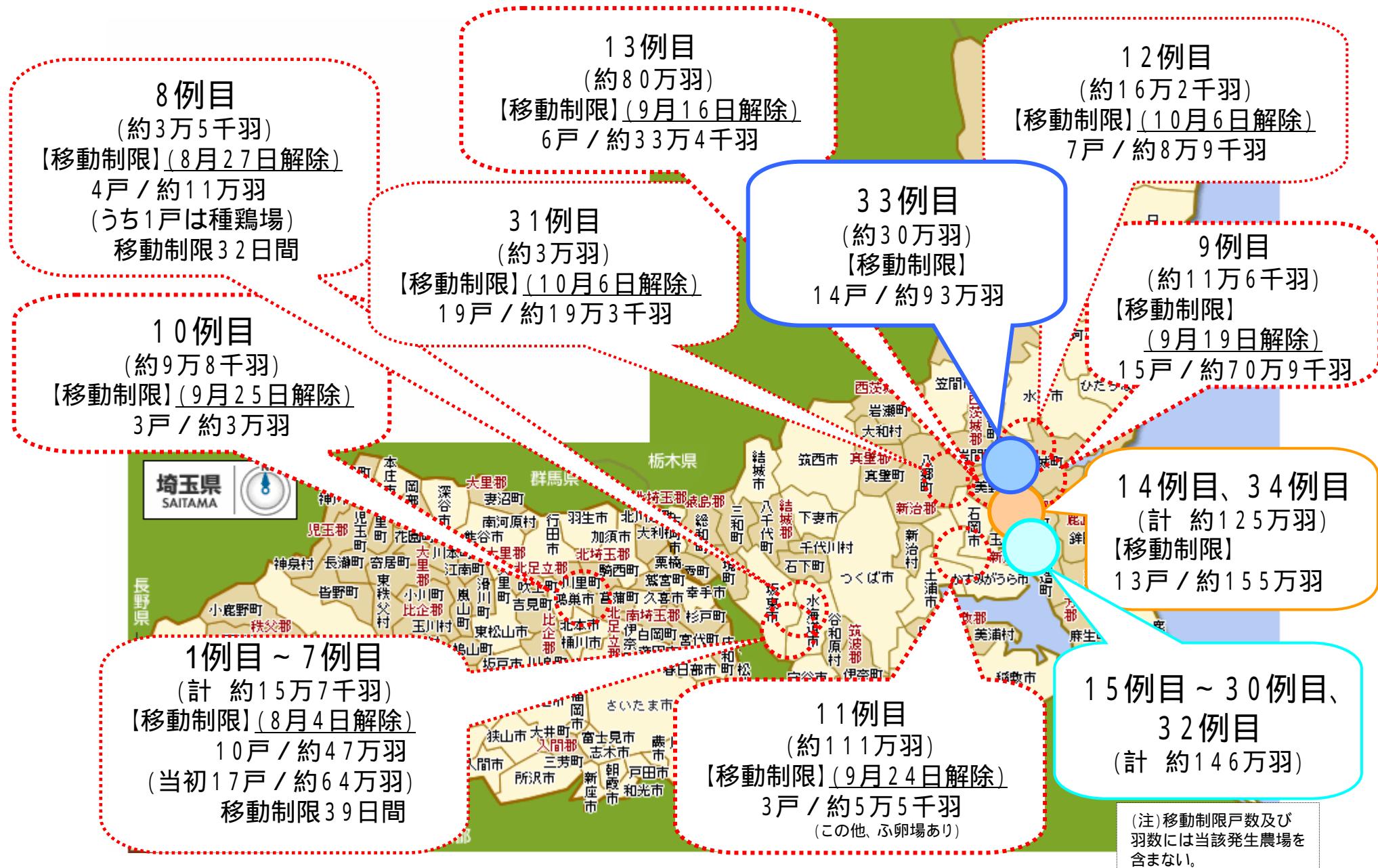
本年の経緯と対応

1. 本年 6 月以降、茨城県を中心に弱毒タイプ(H 5 N 2 亜型)の発生(34 例、約 552 万羽)を確認。
2. 防疫措置として、家畜へのまん延防止に万全を期すため、発生農場の飼養鶏の殺処分(現在までに約 158 万羽)、周辺農場の移動制限等を実施。
3. 今般の発生に関連し、弱毒タイプという特性を踏まえ、
全国における浸潤状況を調査するため 7 月中旬から約 2 か月間で一斉サーベイランスを実施(2,409 戸を検査した結果、茨城県及び茨城県由来の埼玉県を除き他の都道府県ではすべて陰性。)
防疫指針のあり方について、家きん疾病小委において検討中であり、これを踏まえ指針を改正予定。
4. 感染経路究明チームを設置し、現地調査等を実施(10 月 31 日に中間とりまとめ。引き続き感染経路の究明を徹底。)

今後の対応

1. 世界的に鳥インフルエンザの感染が拡大する中、監視体制について更なる強化を行うこととし、
本病の可能性を否定できない事態が生じた場合に飼養者から家畜保健衛生所への報告を義務付け。
1,000 羽以上のすべての採卵鶏農場で検査を実施(年間約 4,000 農場)。
2. 発生国の畜産関連施設に立ち寄った場合には、空港で靴底消毒を行うよう呼びかけているところであり、更にその徹底を図る。

国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

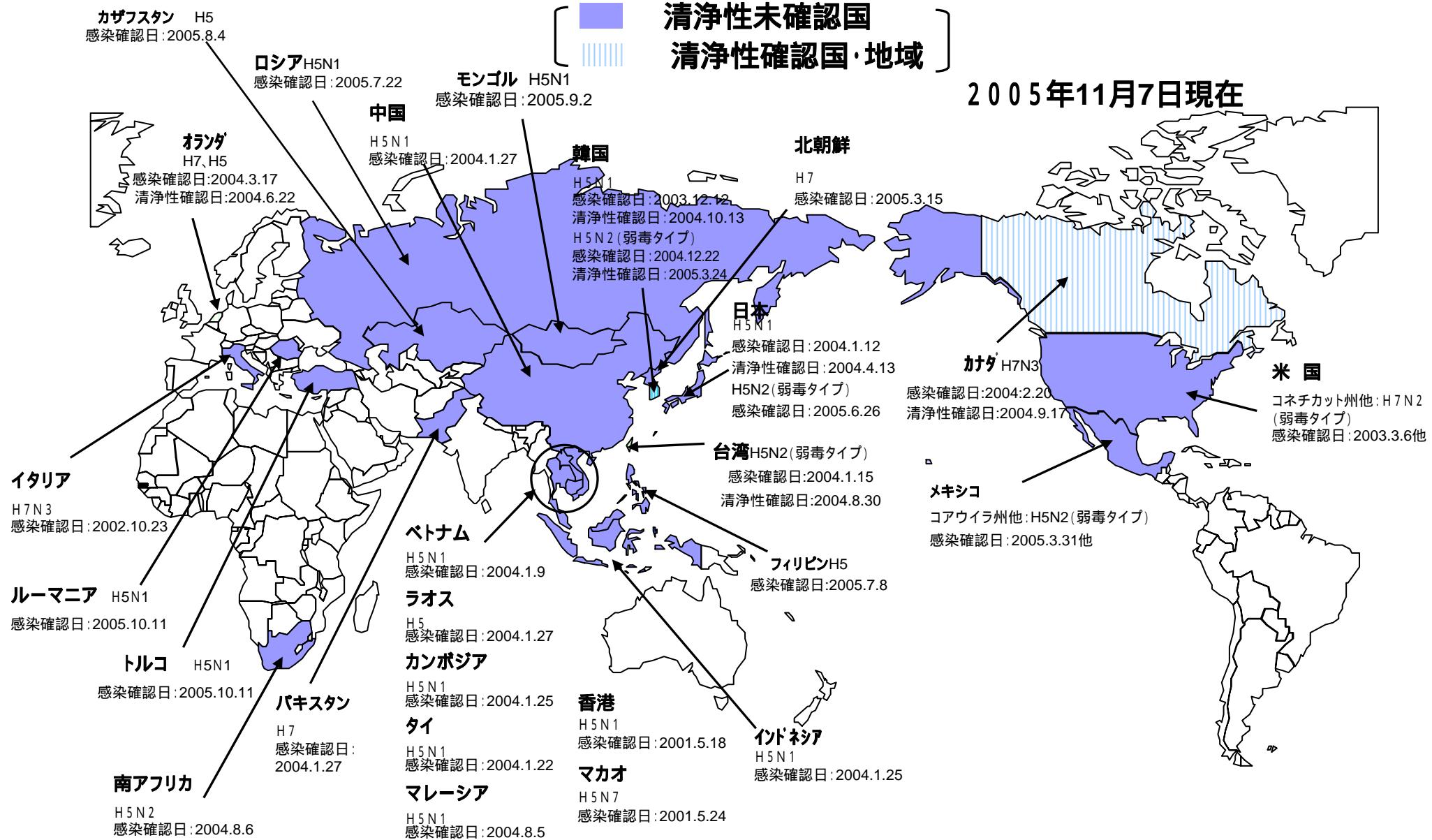


高病原性鳥インフルエンザ発生に係る経営支援対策について

(: H16発生以降、拡充された措置)

区分	発生農家	移動制限区域内	移動制限区域外（全国）
家伝法での支援	<u>殺処分家畜等に対する手当金</u> (患畜1/3、疑似患畜4/5) <u>死体、汚染物品の焼埋却に要した費用に対する交付金(1/2)</u> (場合によっては都道府県が焼埋却を実施)	農家に対する助成措置 売上減少費・飼料費・保管費 輸送費等を国と県で助成 (16年6月、家伝法改正により措置)	
家畜防疫互助基金造成等支援事業	新しく鶏を導入し、経営を再建する場合には、 <u>経営支援互助金</u> を交付。 (主な単価 • 採卵鶏(成鶏): 670円/羽 • " (育成): 220円/羽)	殺処分した鶏を焼・埋却した場合には、焼却・埋却等互助金を交付。 (単価 • 80円/羽)	
融資 (18.3月末まで)	<u>家畜疾病経営維持資金のうち 経営再開資金</u> (・貸付対象: 飼料費、ヒナ購入費、雇用労賃、その他経営の再開、継続又は維持に必要な経費) (・貸付限度額: 個人2千万円 法人8千万円) (・償還期限: 5年(据置2年)) (・貸付利率: 1.475%)	<u>家畜疾病経営維持資金のうち 経営継続資金</u> (・貸付限度額: 4万円/100羽) (・償還期限: 3年(据置1年)) (・貸付利率: 1.475%)	<u>家畜疾病経営維持資金のうち 経営維持資金</u> (・貸付限度額: 4万円/100羽) (・償還期限: 3年(据置1年)) (・貸付利率: 1.7%)

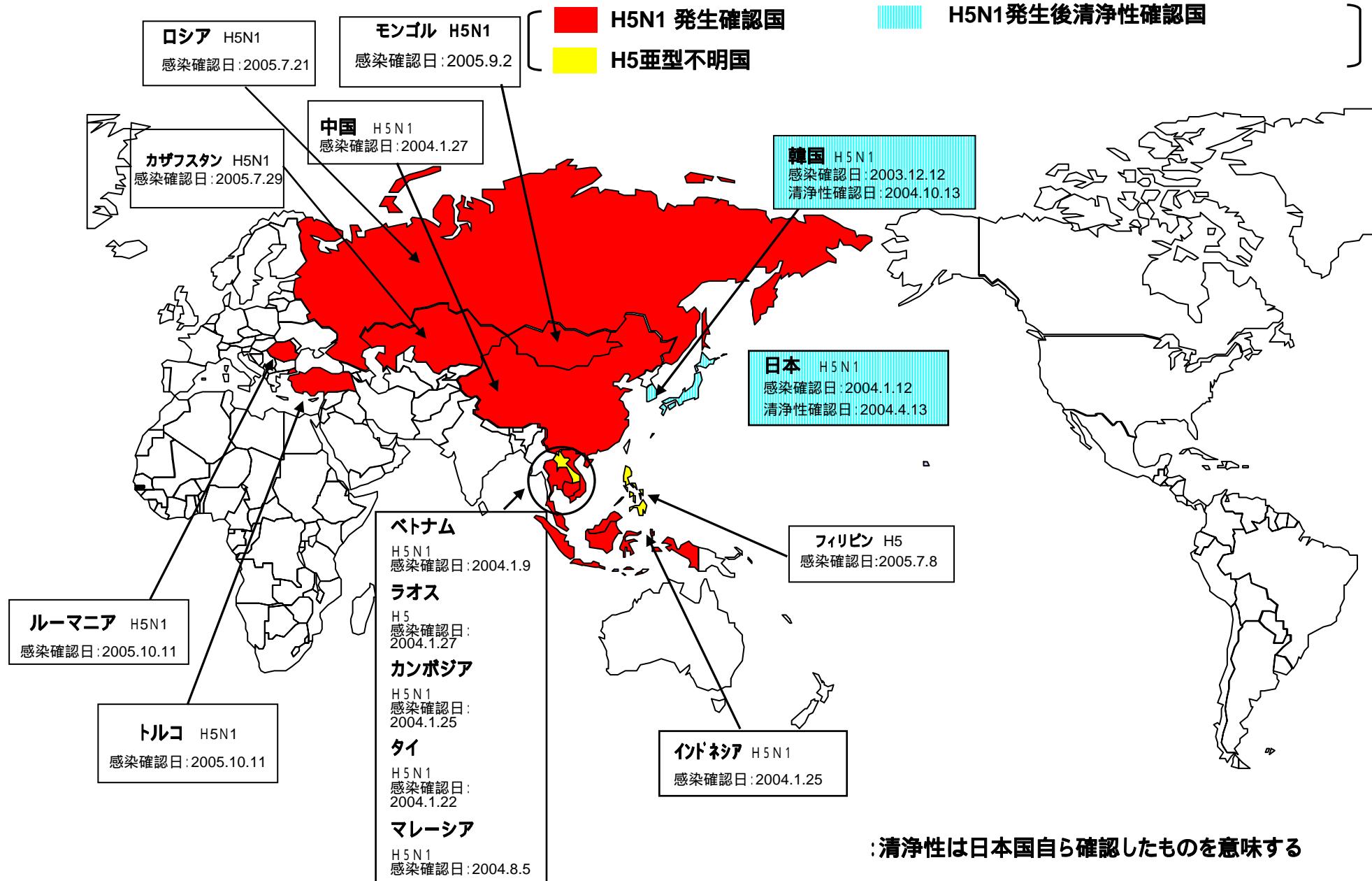
海外における高病原性鳥インフルエンザの発生状況



: 清浄性は日本国自ら確認したものと意味する

2005年11月7日現在

海外における高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)の発生状況(2003~)



中国、ロシアの高病原性鳥インフルエンザ発生状況

